

# 鳥取縣公報

縣令

昭和十七年七月七日  
第一千三百四十八號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格ハ判

### ◇鳥取縣令第五十七號

木材統制法第四條ノ規定ニ依ル木材ノ需給調整ニ關スル件左ノ通  
定ム

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一條 知事ノ指定スル樹種ノ木材ニ付テハ左ニ掲グル場合ヲ除  
クノ外本縣内ニ於テ業務上原料又ハ材料トシテ之ヲ使用シ又ハ  
消費スルコトヲ得ズ

一 鳥取縣用材配給統制規則施行細則第一條ニ規定スル統制機  
關又ハ指定業者ヨリ配給ヲ受ケタル場合

二 御料、國又ハ縣ヨリ購入シタル場合

三 日本木材株式會社ヨリ購入シタル場合

四 年五十石未滿ノ場合

五 特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行ノ日ニ於テ使用又ハ消費ノ場所若ハ其ノ構内ニアル木材  
ニ付テハ之ヲ適用セズ

告 示

### ◇鳥取縣告示第四百二十三號

昭和十五年七月九日鳥取縣告示第五百十二號鳥取縣自動車用タイ  
ヤ、チユーブ選別委員會規程中左ノ通改正ス

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第三條第二號「中國タイヤ護謄工業組合」ヲ「鳥取縣タイヤ再製  
工業組合」ニ改メ

同條第三號「中國護謄材料卸商業組合」ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ  
四 全日本護謄車輛協會

鳥取縣公報

每週 火曜日發行

(休日ニ當ル  
時ハ翌日)

昭和十七年七月七日  
第一千三百四十八號

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

鳥取縣告示第四百二十四號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土肥米之

本籍 岡山縣阿哲郡矢神村大字矢田九五番地

住所 米子市道笑町一丁目一〇八番地

昭和十七年六月三十日 櫻井嘉代 號登錄

大正七年八月二十日生

本籍 鳥取縣岩美郡大岩村大字大谷二八二番第一地

住所 同上

昭和十七年六月三十日 西村貞子 號登錄

明治四十五年一月二十二日生

鳥取縣告示第四百二十五號

東伯郡妻ヶ崎堰普通水利組合區域中左記土地ヲ除外ス

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土肥米之

組合區域ヨリ除外シタル土地

市町村名 大字 字 地 番  
東伯郡社 村 横田 間 田 百七十三番三 百七十四番三

同 同 マクル木 二百十六番三 二百十七番三

同 同 野坂 田 二百十八番三 二百二十三番三

同 同 河 原 二百七十三番二 二百四十六番二 三百四十七番

同 同 松ノ木 二百三十三番一 二百三十四番一 二百三十五番一 二百三十六番一 二百三十七番一 二百三十八番一

東伯郡北谷村 三江 松ノ木 二百三十三番一

鳥取縣告示第四百二十六號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土肥米之

本籍 鳥取縣東伯郡下郷村大字下大江三一四番一

住所 東伯郡下北條村大字下神一九三番地

昭和十七年六月二十六日 日置徳子 號登錄

大正六年十二月二十二日生

鳥取縣告示第四百二十七號

鳥取、倉吉、米子各財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章並縣稅滯納者財產差押證票ヲ左ノ通返納並交付セリ

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土肥米之

大正三年五月二十九日生

本籍 鳥取縣高都勝谷村大字今市七四七番地  
住所 東伯郡東郷村大字中興寺三九九番地ノ一

昭和十七年六月二十六日 和田とみ 號登錄

區分	番號	返納年 月 日	所屬廳名	職名	氏 名
縣稅檢査	二五	昭和十七年六月五日返納	米子財務出張所	縣書	山本豐太郎
同	七二	昭和十七年六月二十四日交付	鳥取財務出張所	同	同
同	一七	昭和十七年六月十六日返納	同	同	遠藤 義一
同	六一	昭和十七年六月十七日返納	倉吉財務出張所	元縣書記	澤 清一
縣稅滯納者財產差押證票	六一	返納	同	同	同
縣稅檢査	四八	昭和十七年五月十六日返納	東伯郡安田村役場	助役	藪田 市藏

同	九四	昭和十七年六月十八日交付	同	書記	豐島 健藏
同	一	昭和十七年六月九日返納	東伯郡倉吉町役場	同	中川 利夫
同	二	返納	同	同	河崎益太郎
同	六	同	同	同	坂本 武壽
同	七	同	同	同	廣瀬 清幸
同	九五	昭和十七年六月十八日交付	同	同	太田 友行
同	九六	同	同	同	岩本 音藏
同	九七	同	同	補書記	多田 光好
同	三八	昭和十七年六月八日返納	東伯郡大誠村役場	書記	前田 芳三
同	九八	昭和十七年六月十八日交付	同	同	生原 敏夫
同	三〇	昭和十七年六月十一日返納	東伯郡高城村役場	同	杉本 辰男
同	九九	昭和十七年六月十八日交付	同	同	杉本 近藏

鳥取縣告示第四百二十八號

宗教團体法施行令第四十一條ノ規定ニ依リ昭和十七年三月三十一日ヲ以テ解散シタルモノト看做サレタル佛堂左ノ如シ

昭和十七年七月七日

00723

所 在 地	鳥取縣知事	土 肥 米 之 稱	國英村大字片山字堂庭	釋 迦 堂
鳥取市下橫町	庚申堂	同	賀茂村大字郡家字町尻	不動堂
同 下魚町	不 動 堂	同	散鼓村大字佐貫字水根	最 上 堂
同 今町二丁目	惠 照 庵	同	西郷村大字小畑	觀 音 堂
同 瓦町	觀 音 堂	同	丹比村大字德丸字極樂尾	觀 音 堂
同 立川町二丁目	觀 音 堂	同	大字志谷字上土居	地 藏 堂
同 同 四丁目千丈敷	行 者 堂	同	大字同字妙光寺	青 面 堂
同 同 五丁目三六八番地	慈 桂 庵	同	大字神谷字門田	辻 堂
同 的場	辨 天 庵	同	大字日田字宮ノ前屋敷	辻 堂
同 富安	藥 師 庵	同	大字同字木谷	妙 見 堂
岩美郡面影村大字正蓮寺	毘 沙 門 堂	同	大字妻鹿野字妻鹿野土居	辻 堂
同 字倍野村大字神垣	庚 申 堂	同	同 大字神谷字觀音屋敷	觀 音 堂
同 浦富町大字新町南側	不 動 堂	同	同 大字神谷字觀音屋敷	辻 堂
同 大岩村大字大谷	行 者 堂	同	同 上私都村大字麻生字山ノ鼻	辻 堂
同 網代村大字小網代	虛 空 藏 堂	同	同 大字明邊字村內	辻 堂
同 小田村大字岩常字滿願寺林ノ下	不 動 堂	同	同 中私都村大字覺王寺字村內	觀 音 堂
入頭郡社村大字金屋字屋敷	觀 音 堂	同	同 大字篠波字上土井	辻 堂
同 同 大字古用瀬字下土居	庚 申 堂	同	同 大字市場字宮ノ谷	地 藏 堂
同 大村大字鷹狩字屋敷	大 日 堂	同	同 大御門村大字殿字大前	觀 音 堂
			隼々大字福井字上土居	辻 堂

00724

所 在 地	鳥取縣知事	土 肥 米 之 稱	日下村大字海田字山ノ下	地 藏 堂
同 大字見槻字上中	辻 堂	同	長瀬村大字田後字畑	藥 師 堂
同 同 大字西谷字中土居	辻 堂	同	橋津村大字赤池字本土井	藥 師 堂
同 安部村大字安井宿字上土居	觀 音 堂	同	同 大字上橋津字堂ノ奥	觀 音 堂
同 同 大字日下部字寺谷	妙 芳 堂	同	同 大字橋津字一ノ屋敷	觀 音 堂
同 入東村大字茂田字屋敷	辻 堂	同	泊村大字筒地字前條	藥 師 堂
同 同 大字柿原字上屋敷	藥 師 堂	同	同 大字原字屋敷	地 藏 堂
同 同 大字同字同	辻 堂	同	同 大字小濱字屋敷	藥 師 堂
同 同 大字佐崎字屋敷	觀 音 堂	同	舍人村大字宮内字早稻田	觀 音 堂
同 若櫻町大字三倉字堂元	辻 堂	同	東郷村大字中興寺字市場頭	觀 音 堂
同 同 大字同字門處	辻 堂	同	同 大字川上字屋敷	阿 彌 陀 庵
同 同 大字大炊字家廻	辻 堂	同	同 大字高辻字谷山	阿 彌 陀 庵
同 同 大字屋堂羅字寺ノ下	觀 音 堂	同	同 大字久見字屋鋪	地 藏 堂
同 同 大字大正村大字服部字松ケ段西ノ下	妙 見 堂	同	同 大字別所字屋敷	大 日 堂
同 同 吉岡村大字吉岡字天神	妙 見 堂	同	同 大字田畑字上山	觀 音 堂
同 同 正條村大字勝見字御茶屋廻	藥 師 堂	同	同 三朝村大字三朝字村通	藥 師 堂
同 同 日置谷村大字養郷字村內	藥 師 堂	同	同 旭村大字赤松字上三ノ岡	藥 師 堂
同 同 大字善田字才ノ尾	觀 音 庵	同	同 大字栴谷字寄舍田	辻 堂
東伯郡西郷村大字餘戸字屋敷廻	毘 沙 門 堂	同	同 大字笏質字本笏質	辻 堂
同 同 大字八屋字屋敷	觀 音 堂	同	同 大字福田字洞ヶ谷	辻 堂
同 同 大字伊木字奥田口	阿 彌 陀 堂	同		



大社教會	米子市博勞町二丁目五十八番地	同
大社教會	氣高郡正條村大字濱村七百八十三番地ノ一	同
大社教會	同 鹿野町大字鹿野千十二番地	同
倉吉教會	東伯郡倉吉町大字東岩倉町二千三百八番地	同
大社教會	同 由良町大字由良宿千八百八十七番地	同
大社教會	西伯郡大國村大字原三百六十番地	同
大社教會	同 上道村六百五十二番地	同
大社教會	同 日野郡根雨町大字根雨七百四十九番地	同

鳥取縣告示第四百三十二號

宗教團體法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ左記教會ニ對シ昭和十七年三月三十一日教會規則ヲ認可セリ

教會ノ名稱	所 在 地	肥 米 之 教
黑住教米子中教會	米子市角盤町一丁目百二十三番地	黑 住 教
黑住教會	東伯郡倉吉町大字葵町七百二十三番地	同
黑住教會	八橋町大字八橋九百五十二番地	同

黑住教會	赤碓町大字赤碓七百四十七番地ノ四地	同
黑住教會	浦安町大字金市二百七十一番地	同
黑住教會	同 浦安町大字逢東二百十番地	同
安田教會	同 安田村大字篁津九百九十番地	同
上郷教會	同 上郷村大字福永三百四十七番地	同
法萬教會	二 同 古布庄村大字法萬八十五番地	同
北條教會	同 北條教會	同
尾田教會	同 尾田教會	同
加谷教會	同 加谷教會	同
黑住教松原教會	同 黑住教松原教會	同
黑住教會	同 南谷村大字松河原百八十一番地	同
黑住教會	同 社村大字横田三百四十三番地	同
黑住教會	同 日下村大字上井三百九番地	同
關金教會	同 矢送村大字關金宿千八百二十二番地	同
三朝教會	同 三朝村大字砂原二百三十三番地	同
黑住教會	同 小鴨村大字大宮百一番地	同
八重教會	同 上中山村大字八重百五十三番地	同

下神教會	同 下北條村大字下神七百十四番地	同
境教會	同 西伯郡境町末廣町二十四番地	同
汗入教會	同 庄内村大字富長六百九十番地	同
尾高教會	同 大高村大字尾高千三百四十九番地	同
和田教會	同 和田村千五百九十九番地一	同
落合教會	同 法勝寺村大字落合三百九十八番地	同
中濱教會	同 中濱村大字佐斐神千二百四十八番地	同
加良山教會	同 所子村大字福尾四十八番地二	同

鳥取縣告示第四百三十三號

宗教團體法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ左記教會ニ對シ昭和十七年三月三十一日教會規則ヲ認可セリ

昭和十七年七月七日 鳥取縣知事 土 肥 米 之

教會ノ名稱	所 在 地	所屬教派ノ名稱
天理教會	鳥取市吉方町百十九番地	天 理 教
天理教會	同 二百四十三番地	同
天理教會	同 二百四十五番地十三	同

天理教會	同 堀川町八十三番地一	同
中町教會	同 中町三十二番地	同
西町教會	同 西町二百八十番地三	同
天理教會	同 同 町七十七番地	同
因郡教會	同 上町九十四番地	同
城分教會	同 魚町尻五番地	同
天理教會	同 西品治三百九十二番地	同
天理教會	同 下魚町二十四番地	同
天理教會	同 大工町頭二十番地	同
天理教會	同 行徳百十八番地十四	同
天理教會	同 立川町一丁目四十八番地一	同
天理教會	同 岩倉百六十八番地	同
天理教會	同 寺町四十七番地三	同
天理教會	同 西町百四十番地	同
天理教會	同 賀露町八百八十三番地	同
天理教會	同 新品治町十五番地	同

天理教鈴山分教會	米子市富士見町九十一番地	同	天理教稻美分教會	同	福部村大字岩戸三十二番地二	同
天理教米城分教會	同 角盤町二丁目六十七番地	同	天理教垂穗分教會	同 浦富町大字浦富千七百四十地	同	同
天理教車尾分教會	同 車尾四百七十八番地	同	天理教因幡分教會	同 大字同千九百四十四番	同	同
天理教實分教會	同 明治町六十一番地二	同	天理教恩美分教會	同 宇倍野村大字宮下二百五十六番地	同	同
天理教府分教會	同 富士見町五十五番地	同	天理教麗分教會	同 成器村大字中河原二十一番地	同	同
天理教子分教會	同 西町五十四番地	同	天理教野分教會	同 宇倍野村大字谷百四十九番地	同	同
天理教見分教會	同 道笑町二丁目二百六番地	同	天理教私都分教會	同 八頭郡中私都村大字市場百九十八番地一	同	同
天理教座分教會	同 角盤町三丁目九十七番地	同	天理教天理分教會	同 佐治村大字高山七百九十七番	同	同
天理教盤分教會	同 角盤町四丁目百三十六番地	同	天理教天理分教會	同 下私都村大字大坪四百八十八番	同	同
天理教陽分教會	同 東山町七十二番地	同	天理教船岡分教會	同 船岡村大字船岡三百五十五番	同	同
天理教耆分教會	同 祇園町二丁目百九十五番地	同	天理教山分教會	同 用瀬町大字用瀬百五十五番地	同	同
天理教治分教會	同 岩美郡津ノ井村大字桂木三百三十六番地八	同	天理教須美分教會	同 用瀬町大字用瀬二百三十五番	同	同
天理教意分教會	同 本庄村大字本庄三百四十八番	同	天理教瀨分教會	同 大字同六百六十六番地一	同	同
天理教幡分教會	同 蒲生村大字蒲生九百五十番地	同	天理教智頭分教會	同 智頭町大字智頭六十七番地	同	同
天理教意分教會	同 岩井町大字字治四百四十五番	同	天理教因美分教會	同 大一同千六百八十二番地	同	同
天理教美分教會	同 大岩村大字岩本三百五十六番	同	天理教山分教會	同 大字眞鹿野十八番地	同	同

鳥取縣公報 第三千三百四十八號 昭和十七年七月七日 (第三種郵便物認可) 一〇

天理教上分教會	同 散岐村大字佐貫百四十五番地	同	天理教北分教會	同 吉岡村大字吉岡六百七十七番	同
天理教茂分教會	同 賀茂村大字郡家四百九十五番地七	同	天理教山分教會	同 湖山村六百二十番地	同
天理教長分教會	同 河原町大字河原二十六番地二	同	天理教條分教會	同 正條村大字八幡三百七十六番	同
天理教東分教會	同 入東村大字才代三百七番地	同	天理教屋分教會	同 青谷町大字井手五百六十三番	同
天理教一分教會	同 若櫻町大字若櫻七十二番地	同	天理教神分教會	同 神戶村大字岩坪五百八十八番	同
天理教佐分教會	同 同千二百十六番地十	同	天理教吉分教會	同 東伯郡倉吉町大東町四百三十九番	同
天理教穗分教會	同 氣高郡美穗村大字上味野二百三十一番地一	同	天理教山分教會	同 大字歌經寺二百九十九番	同
天理教因洲分教會	同 大和村大字長谷百二十番地	同	天理教陰分教會	同 大字仲ノ町七百五十八番	同
天理教野分教會	同 鹿野町大字鹿野千三百五十八番地一	同	天理教天理分教會	同 旭村大字今泉六百二十番地	同
天理教明分教會	同 明治村大字上段三十六番地	同	天理教善分教會	同 北谷村大字福本百八十二番地	同
天理教草分教會	同 同 大字同二百四十一番地	同	天理教梅分教會	同 南谷村大字大鳥居六百七十四番地	同
天理教住分教會	同 松保村大字高住六百九十三番	同	天理教伯分教會	同 大誠村大字六尾百八十番地	同
天理教木分教會	同 寶木村大字寶木八百五十番地	同	天理教道分教會	同 大字瀬戸五十三番地一	同

鳥取縣公報 第三千三百四十八號 昭和十七年七月七日 (第三種郵便物認可) 一一

00731

天理教會	同	由良町大字由良宿五百八番地	同
天理教會	同	上小鴨村大字鴨河内千二十六番地	同
鳥松分教會	同	松崎村三百十三番地	同
天理教會	同	榮村大字鳥谷八百五番地	同
天理教會	同	小鹿村大字吉田二百十二番地	同
天理教會	同	下北條村大字下神五百八十六番地	同
天理教會	同	下郷村大字美好六十二番地	同
天理教會	同	社村大字福光四百二十六番地	同
天理教會	同	小鴨村大字北野六百五十八番地	同
天理教會	同	東郷村大字引地六十六番地	同
天理教會	同	下北條村大字田井二百七十二番地	同
天理教會	同	三朝村大字三朝五百八十三番地	同
天理教會	同	上郷村大字倉坂百三十七番地	同

天理教會	同	泊村大字泊千二百二十八番地	同
天理教會	同	日下村大字上井五百六十六番地	同
天理教會	同	下郷村大字三保二百七十三番地	同
天理教會	同	西伯郡高麗村大字保田七番地	同
天理教會	同	境町中町九番地	同
天理教會	同	上道村八十一番地	同
天理教會	同	渡村大字渡二千四百番地	同
天理教會	同	光德村大字小竹六百八十一番地	同
天理教會	同	澁江町大字澁江七百三十一番地	同
天理教會	同	崎津村大字大崎二千百十五番地	同
天理教會	同	大篠津村千四百九十四番地	同
天理教會	同	同九百五十四番地	同
天理教會	同	逢坂村大字岡六四四番地	同

00732

天理教會	同	外江村二千八百三十番地	同
天理教會	同	手間村大字天萬八百六十六番地	同
天理教會	同	庄内村大字富長七百七十二番地	同
天理教會	同	名和村大字名和八十五番地	同
天理教會	同	日野郡根雨町大字根雨七百四十九番地	同
天理教會	同	江尾村大字佐川八百五番地	同
天理教會	同	福榮村大字豊榮五百九十三番地	同
天理教會	同	多里村大字多里二百三十六番地	同

鳥取縣告示第四百三十四號

宗教團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十日寺院規則ヲ認可セリ

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土肥米之

寺院ノ名稱	所	在	地	所屬宗派ノ名稱
大山寺	西伯郡大山村	大字	大山九番地	天台宗
圓流院	同	大字	同五十八番地	同
洞明院	同	大字	同六十九番地	同
理觀院	同	大字	同二十八番地	同
壽福院	同	大字	同二十六番地	同
蓮淨院	同	大字	同五十一番地	同
金剛院	同	大字	同五十二番地	同
法雲院	同	大字	同二十三番地	同
禪智院	同	大字	同十五番地	同
觀證院	同	大字	同十四番地	同
普明院	同	大字	同二十七番地	同

鳥取縣告示第四百三十五號

宗敎團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十一日寺院規則ヲ認可セリ

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

寺院ノ名稱	所 在 地	所屬宗派ノ名稱
龍福寺	日野郡石見村大字三吉三百四十番地	曹洞宗
珠福寺	同 同 大字神戶上二千九百九十九番地ノ一	同
福重寺	同 同 大字上石見九百二十二番地	同
普音寺	同 大宮村大字印賀千四百四十六番地二	同
源泉寺	同 神奈川村大字俣野六百六十二番地	同
萬福寺	同 郡同大字武庫六百二十四番地	同
常福寺	同 多里村大字多里四百七十一番地ノ一地	同
光明寺	同 黒坂町大字黒坂千八百十番地	同
泉龍寺	同 同 大字黒坂四百二十一番地	同
善福寺	同 入郷村大字久古五百七十一番地	同
自照寺	同 福築村大字福塚百四十番地	同
玉泉寺	同 同 大字福塚千四百四十七番地	同
德雲寺	同 日野上村大字生山八十三番地	同
東心寺	同 江尾村大字佐川三百七十九番地	同

鳥取縣告示第四百三十六號

宗敎團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十一日寺院規則ヲ認可セリ

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土・肥 米 之

長龍寺	同 二部村大字三部百九十七番地	同
傳燈寺	同 同 大字二部千五百十九番地	同
長樂寺	同 日野村大字下榎八百八十二番地	同
光明寺	同 同 大字本郷千三百二十五番地	同
正音寺	同 同 大字船場四百十二番地	同
長樂寺	同 山上村大字福萬來千五百二十二番地	同
常桂寺	同 同 大字茶屋千六十一番地一	同
延曆寺	同 根雨町大字根雨七十六番地	同
龍福寺	同 同 大字濁谷千四百四十七番地	同
光音院	同 溝口町大字莊三百二十一番地	同
長泉寺	同 日光村大字大坂七百一番地	同
永福寺	同 石見村大字下石見五百七十五番地	同
金龍寺	同 氣高郡湖山村千五百八十九番地	同
國分寺	同 東伯郡社村大字國府四百三十番地	同
普門寺	同 西伯郡幡郷村大字坂長千七百二十七番地	同

寺院ノ名稱 所 在 地 所屬宗派ノ名稱

寺院ノ名稱	所 在 地	所屬宗派ノ名稱
寶禪寺	西伯郡大國村大字北方七百四十八番地	曹洞宗
仙壽寺	同 天津村大字阿賀千二百二十一番地	同
觀正寺	同 同 大字福成五百二十六番地	同
聖福寺	同 上長田村大字下中谷千六百二十三番地	同
同慶寺	同 五千石村大字福市千二百四十一番地	同
長壽寺	同 法勝寺村大字落合五百十六番地	同
大慈寺	同 同 大字馬場二百二十六番地	同
妙喜寺	同 成實村大字石井八百六十五番地	同
般若寺	同 境町花町百五十番地	同
大祥寺	同 渡村大字渡千三百六番地	同
補岩寺	同 外江村二千八百三十六番地	同
眞福寺	同 大山村大字豊房三百八十六番地	同
正法寺	同 同 大字宮内百六十七番地	同
妙樂寺	同 高麗村大字上萬三百五十一番地	同
瑞應寺	同 大幡村大字吉定三百四番地	同
神宮寺	同 所子村大字國信三百五十三番地	同
願成寺	同 同 大字平木七十番地	同
東照寺	同 同 大字平木七十番地	同
觀音寺	同 同 大字尾高二千三番地ノ一	同
西福寺	同 大字同千五百十五番地	同
龍光寺	同 光德村大字東坪三百四番地	同
法恩寺	同 同 大字倉谷五百七十九番地	同
圓福寺	同 春日村大字上新印百四十八番地	同
長德寺	同 同 大字下新印五百二十三番地ノ一	同
泉龍庵	同 同 大字赤井手百三十九番地	同
妙元寺	同 同 逢坂村大字下市五十六番地	同
龍雲寺	同 同 大字岡五百三十番地	同
長綱寺	同 名和村大字名和六十九番地次一番地	同
住雲寺	同 庄内村大字古御堂五百十三番地	同
正福寺	同 同 大字茶畑二百三十八番地	同
圓福寺	同 同 御來屋町千四十三番地	同
大安寺	同 手間村大字天萬千二百二十七番地	同
正福寺	同 同 餘子村大字中野六百二十七番地	同
龍泉寺	同 同 中濱村大字小篠津千番地	同
周禪寺	同 同 宇田川村大字稻吉七十七番地	同
兩足院	同 同 巖村大字敷屋百二十七番地第一番地	同
瑞仙寺	同 同 縣村大字日下五百八十四番地	同
養光院	同 同 日吉津村大字日吉津八百九十七番地	同
精明寺	同 同 淀江町大字淀江二百四十五番地	同



雲光寺 同 賀野村大字御内谷千二百五番地 同  
 正雲寺 同 尚徳村大字大袋四百十二番地 同

◆鳥取縣告示第四百三十七號

宗教團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十一日寺院規則ヲ認可セリ

昭和十七年七月七日

寺院ノ名稱	所 在 地	土 肥 米 之	所屬宗派ノ名稱
大岳院	東伯郡倉吉町大字東町四百二十二番地	同	曹洞宗
勝入寺	同 大字仲ノ町七百四十六番地	同	同
山名寺	同 大字巖城九百五十六番地	同	同
滿正寺	同 大字鍛冶町一丁目二千九百四十八番地	同	同
洞禪寺	同 上山村大字八重二百七十番地	同	同
覺圓寺	同 大字羽田井百九十番地	同	同
長清寺	同 泊村大字泊五百五十三番地同徳林寺	同	同
徳林寺	同 三朝村大字大瀬百十番地	同	同
松岸寺	同 中北條村大字江北五十七番地	同	同
嶺松院	同 浦安町大字槻下四百九十三番地	同	同
醫徳寺	同 下山村大字田中三百二十三番一 地	同	同
正明寺	同 北谷村大字福富三百十二番地	同	同

正應寺	同 同 大字中野二百二十番地	同	同
海藏寺	同 赤碓町大字赤碓千五百七番地	同	同
洞泉寺	同 由良町大字大谷千四百十五番地	同	同
寶林寺	同 同 大字妻波六百八十八番地	同	同
鈴宅寺	同 社村大字横田七百十二番地ノ一	同	同
定光寺	同 同 大字和田五十四番地	同	同
法幢寺	同 同 大字大谷四百十三番地	同	同
龍泉寺	同 旭村大字牧百四十番地	同	同
谷昌寺	同 同 大字小河内八百五十六番地	同	同
曹源寺	同 同 大字曹源寺五百五十八番地	同	同
久昌寺	同 同 八橋町大字德萬六百五十番地	同	同
源徳院	同 同 灘手村大字谷二百八十五番地	同	同
雲祥寺	同 同 矢送村大字山口百四十二番地	同	同
清元院	同 同 以西村大字宮木五十七番地	同	同
眞福寺	同 同 築村大字西高尾百七十九番地	同	同
知足院	同 同 大字龜谷千五百五十六番地	同	同
香岳寺	同 同 小鴨村大字小鴨三百六十三番地	同	同
永昌寺	同 同 大字岩倉二百三十六番地	同	同
洞光寺	同 同 日下村大字福庭百八十二番地	同	同
長傳寺	同 同 花見村大字長和田七百四十二番地	同	同

永壽寺	同 花見村大字長江八百六十七番地	同	同
觀音寺	同 小鹿村大字吉田二百三十九番地	同	同
大傳寺	同 同 大字引地五百九番地	同	同
龍徳寺	同 同 大字中興寺二百十七番地	同	同
長榮寺	同 同 東郷村大字別所百四十八番地	同	同
常榮寺	同 同 大字勝田二百一番ノ一 地	同	同
長傳寺	同 同 成美村大字中村六十六番地	同	同
吉祥寺	同 同 大字下大江四百三十四番地	同	同
清雲寺	同 同 下郷村大字劔二百四十五番地	同	同
明現寺	同 同 上小鴨村大字福山四百二十一番地	同	同
大久寺	同 同 大字泰久寺五百九十二番地	同	同
報恩寺	同 同 南谷村大字松河原七百七十九番地	同	同
光明寺	同 同 大字土下百八十二番地	同	同
隆光寺	同 同 下北條村大字松神八百七十五番地	同	同
胎藏寺	同 同 上北條村大字井手畑百十二番地	同	同
圓應寺	同 同 古布庄村大字矢下六百七十九番地	同	同
白峰寺	同 同 高城村大字福積三百三十一番地	同	同
醫光寺	同 同 大字山田三十六番地	同	同
光徳寺	同 同 上郷村大字公文二百二十七番地	同	同
安福寺	同 同 安田村大字八幡千五十五ノ一 番地	同	同

桂養寺	同 同 大字窺津二百五十九番地	同	同
安樂寺	同 同 下山村大字下甲二百九十八番地	同	同
極樂寺	同 同 西郷村大字八屋百二十九番地	同	同
吉祥院	同 同 倉吉町大字西岩倉町二千八百八十九番地	同	同
大廣寺	同 同 由良町大字由良宿千五百七十九番地ノ一	同	同
法願寺	同 同 矢送村大字關金宿三百二十八番地	同	同
泉光寺	同 同 北谷村大字三江五百四十三番地	同	同
林泉寺	同 同 浦安町大字逢東七百十五番地	同	同
退休寺	同 同 上山村大字退休寺三百十六番地	同	同

◆鳥取縣告示第四百三十八號

宗教團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十一日寺院規則ヲ認可セリ

昭和十七年七月七日

寺院ノ名稱	所 在 地	土 肥 米 之	所屬宗派ノ名稱
殊長寺	同 入頭郡用瀬町大字別府二百八十一番地	同	曹洞宗
大義寺	同 同 散鼓村大字佐貫二百二十二番地	同	同
興雲寺	同 同 智頭町大字智頭三百六十四番地	同	同
祥雲寺	同 同 丹比村大字用呂九百十六番地	同	同
觀音寺	同 同 池田村大字小船二百八十三番地	同	同

00737

吉祥寺	同	池田村大字吉川二百四十九番地	同
林泉寺	同	佐治村大字高山三十六番地	同
廣德寺	同	大字加茂七百二十番地	同
宗泉寺	同	大字餘戶三百六十五番地	同
昌福寺	同	大字大井二百七十八番地	同
龍德寺	同	若櫻町大字若櫻六百六十五番地	同
大樹寺	同	上私都村大字福地四百八番地	同
永雲寺	同	若櫻町大字湯原百六十番地	同
天祐寺	同	賀茂村大字奥谷二十一番地	同
長泉寺	同	氣高郡正條村大字勝見百七十四番地	同
禪福寺	同	大郷村大字金澤三百六番地	同
大龍院	同	寶木村大字寶木千二番地	同
慶壽院	同	逢坂村大字高江一番地	同
清宗院	同	日置村大字小畑四十七番地	同
雲昌寺	同	中郷村大字山田二百番地	同
中興寺	同	大字北河原七十九番地	同
大泉寺	同	瑞穂村大字下坂本六百五十番地	同
正壽寺	同	大字土居二番地	同
松泉寺	同	勝谷村大字今市六百九十五番地	同
響傳寺	同	大字今市三十九番地	同

長安寺	同	大字寺内二百九番地	同
淨源寺	同	明治村大字上原二百七十一番地	同
西光寺	同	大字細見五百五番地	同
寶泉寺	同	吉岡村大字吉岡六百七十番地	同
龍福寺	同	大郷村大字福井二百十二番地	同
龍松寺	同	東郷村大字北三百八十四番地	同
慶德寺	同	神戸村大字上砂見百七十三番地	同
雲龍寺	同	鹿野町大字鹿野百六十四番地	同
興宗寺	同	青谷町大字青谷四千四百四十五番地	同
東昌寺	同	酒津村七百四番地	同
東園寺	同	千代水村大字安長五百四十四番地	同

昭和三十七年第二回ノ醫藥品其ノ他ノ衛生用物資資源調査員ヲ左ノ通任命セリ

昭和十七年七月七日

調査區域	身分	氏名	住	名	住	所
鳥取警察署	藥劑師	山本	一郎	鳥取市行徳四一三ノ一		
同	同	吉田	太一	鳥取市茶町八ノ二		
岩井警察署	同	前田	益夫	岩美郡本庄村大字新井三六ノ一		

鳥取縣告示第四百三十九號

昭和三十七年第二回ノ醫藥品其ノ他ノ衛生用物資資源調査員ヲ左ノ通任命セリ

鳥取縣知事 土 肥 米 之

00738

河原警察署	醫師	森本藤太郎	八頭郡河原大字袋河原四三	同
若櫻警察署	藥劑師	永山 忠親	八頭郡若櫻町三〇〇番屋敷	同
智頭警察署	同	入江 雅藏	八頭郡智頭町大字智頭三三〇	同
寶木警察署	同	鳥雄 邦子	氣高郡寶木村大字寶木九〇ノ二	同
倉吉警察署	同	河本重太郎	東伯郡倉吉町大字東仲町三六	同
八橋警察署	同	中原 健	東伯郡倉吉町大字大正町三九	同
米子警察署	同	遠藤 士郎	東伯郡八橋町大字八橋五〇三	同
同	同	小坂元三郎	米子市靴町一丁目四九	同
同	同	宮本 元衛	米子市角盤町二丁目二九	同
境 警察署	同	増谷慶一郎	西伯郡境町大字相生町二三	同
同	同	足立 郷祐	西伯郡境町大字本町三〇	同
溝口警察署	同	内田隼一郎	日野郡溝口町大字溝口六三〇	同
黒坂警察署	同	眞壁 壽	日野郡根雨町大字根雨六三九	同

鳥取縣告示第四百四十號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

波保險者證	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所所在地名稱	無効トナリタル年月日
記 號 番 號			昭 和 年 月 日
鳥 一	三〇〇	河田 奎治	日ノ丸自動車株式會社 一七、四、二四
同	四七九	中島 昌行	同 一七、五、二六
鳥 二	四一七	川島 壽治	鳥取家具工業株式會社 一七、三、二七
鳥 三	七四六	西田 秋子	日ノ丸自動車株式會社 一七、三、二〇
同	七二二	村上 千惠	同 一七、四、二五
同	三九六	徳山 条治	同 一六、七、二〇
鳥 四	一五四	三木 幸久	日ノ丸商事株式會社 一七、四、二〇
同	一〇九	田中 定美	同 一六、七、二五
鳥 五	七	竹内 文枝	池上工場 不明
鳥 六	六	中川喜太郎	昭和印刷所 一七、二、二〇
鳥 七	一〇八	壽賀雄	鳥取家具工業株式會社 一七、五、三〇
鳥 八	七	岸田 雅春	日本水産株式會社 一七、五、九
鳥 九	八五	下田 幸吉	鳥取家具工業株式會社 一七、五、二〇
鳥 一〇	三五	山本 正光	澤田鐵工所 不明
米 一	三一八	濱邊友一郎	日本製絲株式會社米子工場 不明
岩 二	五〇	井上 平一	因幡瓦工業組合 不明
同	五四	市 妙義美	同 不明
同	四	石井 眞一	若櫻統制貨物自動車有限會社 一六、六、三〇

西さ 九九 前島 繁敏 日本通運株式會社境港支店 不明  
 西きち 二五 黒見 春雄 銀松鐵工所 不明  
 鳥にに 四三 中井 常治 日本海新聞社 不明  
 入まつ 三一 茂上てる子 松田製紙工場 一七、三、五  
 入ちか 一三 荻原 太郎 智頭木材統制株式會社 不明  
 西ほ 二五 兒島 辰吉 法橋鐵工所 一六、一、五

鳥取縣告示第四百四十一號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者證 被保險者氏名 工場事業場又ハ事務所所在地並名稱 無効トナリ  
 記號 番號 務所所在地並名稱 日 月 日  
 米よ 一〇〇 木下 勇 米子市久米町日本曹達 一七、五、二〇  
 同 二〇 二岡 朝同 株式會社米子製鋼所 一七、四、三〇  
 同 〇〇 小原 照夫 同 一七、四、九  
 鳥につ 八二 中西美津男 鳥取市東品治町日本通運株式會社鳥取支店 一七、三、三〇  
 同 一二九 林 要人 同 一七、三、四  
 同 二〇 山岡喜志治 同 一七、二、二五  
 日まあ 四六 伊達芳治郎 日野郡根雨町丸西根雨製材所 不明

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者證 被保險者氏名 工場事業場又ハ事務所所在地並名稱 無効トナリ  
 記號 番號 務所所在地並名稱 日 月 日  
 職鳥まい 一九五 森下 道子 鳥取市東品治町丸山百貨店 一七、五、二〇  
 同 一一六 澤田 ふみ 同 一七、四、二〇  
 同 二六九 喜多村信子 同 一七、四、二六  
 職鳥とは 五二 黒田 喜乃 鳥取市御弓町有限責任鳥取購買利用組合 不明  
 職鳥さへ 三九 森岡 密枝 鳥取市若櫻町株式會社 不明  
 職鳥まい 二六七 鈴木 富子 鳥取市東品治町丸山百貨店 一七、四、三〇

鳥取縣告示第四百四十三號

纖維製品配給消費統制規則第二十條ノ規定ニ依リ業務用衣料品購入票ヲ發行スル團體左ノ通指定シ昭和十七年五月二十六日鳥取縣告示第三〇九號ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣產業報國會(工場、鑛山向業務用衣料品購入票)纖維需給調整協議會鳥取支部(工場、鑛山向以外ノ業務用衣料品購入票)

鳥取縣告示第四百四十四號

纖維製品配給消費統制規則第六條ノ規定ニ依リ地方長官發行ノ割當票ノ様式左ノ通定ム

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

(日本標準規格B列五)

割當票

昭和 年 月 分

給名 受給者

賣名 販賣者

割當品	當名
數量	數量
用途	用途

昭和 年 月 日發行

給名 發給者

(購入→者販賣→者發給)

割當票

昭和 年 月 分

給名 受給者

賣名 販賣者

割當品	當名
數量	數量
用途	用途

昭和 年 月 日發行

給名 發給者

(販賣者保存)

(裏面注意)

割當票

昭和 年 月 分

給名 受給者

賣名 販賣者

割當品	當名
數量	數量
用途	用途

昭和 年 月 日發行

給名 發給者

注意事項

① (裏面) 一本票ハ纖維製品配給消費統制規則第六條ノ規定ニ依リ鳥取縣

00741

知事ヨリ交付シタルモノナリ

二 販賣者ハ纖維製品配給消費統制規則第三條並ニ第四條ノ規定ニ基キ本割當票ト引替フルニ非ザレバ表記ノ纖維製品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

三 本票ノ有効期間ハ本票發行ノ日ヨリ起算シ三十日以内トス

四 本票ヲ他人ニ讓渡シタルモノ又ハ記載ノ事項ヲ改竄シタルモノ及發給廳印押捺無キモノハ無効トス

鳥取縣告示第四百四十五號

鳥取縣令第五十七號木材統制法第四條ノ規定ニ依ル木材ノ需給調整ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル樹種左ノ通指定ス

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

すぎ、ひのき、まつ、さはら、くり、なら、ぶな  
けやき、かし、しほぢ、やちだも、

鳥取縣告示第四百四十六號

鳥取縣令第五十七號木材統制法第四條ノ規定ニ依ル木材ノ需給調整ニ關スル件第一條第五號ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ受クル場合ノ許可申請書様式左ノ通定ム

昭和十七年七月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

木材使用(消費)許可申請書

樹種	材種	形	厚(徑)	長	東本	石	數量	數量	價格	用途	期間	購入	先事由
計													

右使用(消費)致度候條御許可相成度此段及申請候也

知事宛 住所 年 月 日 氏 名

00742

正 誤

去ル五月五日縣告示第二百四十七號中二頁上段第三徵募區西伯郡ノ内「七月六日大山村」ハ「七月五日大山村」三頁上段整理徵兵署日割並場所中場所欄ノ「鳥取市會議事堂」ハ「鳥取市會議事堂」六月二十六日縣告示第三百九十七號中一頁下段二行小型自動車ノ内「五〇〇疋未満」ハ「六〇〇疋未満」二頁下段三行條件ノ内「一時間ニ付(七時間未満)」ハ「一時間ニ付(七時間未満)」三頁下段重量制ノ内「一疋ニ付金一圓七十錢以下」ハ「一疋ニ付金一圓七十五錢以下」「一疋ニ付金二十錢以下増」ハ「一疋ニ付金二十錢以下増」同「(ニ)一疋未満ハ一疋」ハ「(ニ)一疋未満ハ一疋」ノ執レモ誤

同告示中三頁上段「(小型自動車ハ三十斤)ヲ超ユルトキハ爾後一疋毎ニ金七十錢ハ削除

彙 報

貯蓄は皇國興廢の岐路

働き働きとして残して國家へ  
二百三十億貯蓄の達成に邁進

(振興課)

七月七日は支那事變勃發記念日、翌八日は大詔奉戴日である。昭和十二年七月七日瀟湘橋畔に轟いた頑冥支那の不法發砲が契機となつて起つた支那事變は、四ヶ年半を経過して昨年十二月八日遂にその黒幕米英を撃滅し東洋を東洋人の手に奪還する大東亞戰爭となり、こゝに第七回大詔奉戴日を迎へるに至つた。

當局に於ては即ちこの意義深き日を記念して「支那事變五周年記念行事」を實施し、且つ「大詔奉戴日」及び「常會行事」を通じてその趣旨を強調すると共に、本月を以て「戦時生活實踐郵便貯金強調月」として國民の貯蓄勸奨に努めてゐる次第である。

今や支那事變勃發以後に於ける國民貯蓄増加額累計は、五百億圓を突破するの成果を示したのであるが、時局の進展は益々國民

00743

### ◆ 赫々たる戦果と經濟戰

の貯蓄増加を要請してゐる。國際的長期戰態勢は愈々確定的に形成されて、國民貯蓄の必要は層一層強化されるに至つたのである。

大東亞戰爭始まつて僅かに半歳餘、大御秘威の下皇軍の戦果は着々として擧り、今やその占領地域は實に我が本土の三・七倍に及び、太平洋、印度洋を制壓して米英をして一指をも染めさせぬまでに鐵桶の守りを固めてゐるのであつて、この皇軍の戦果に對しては全國國民均しく滿腔の感謝を捧げると共に、愈々必勝の信念を以て聖戰完遂の覺悟を鞏固にしてゐる次第である。

しかし戦はいまだまつたばかりである。東亞十億民族の解放、世界新秩序建設の一大道義戰を世界の雄國米英を相手として成し遂げやうとするものであるから、この戦は非常なる長期に亘るべきは開戰當時より明かな處である。人或は我が赫々たる大戦果に眩惑して、ともすれば戰の終結も案外久しくあるまいといふやうな考へを抱く者もあるやうであるが、かゝる見解こそ現下に於ける非常なる誤謬であつて、將來に極めて大なる危險を残すものといはねばならぬ。

如何に緒戰に於て慘敗したといつても米國にはあの大陸土と驚しい物資がある。又英國には多くの屬領と傳説的な海軍がある

そしてこの米英等の敵性國家群は未だ決して負けたといはないのである。日夜軍備の充實と國防經濟の増強を圖つて機會をねらひ、武力戰で勝てねば經濟的に我を壓しようとしてゐることを忘れてはならない。戰場は決して第一線の現地ばかりではない。近代戰の特徴たる國家總力戰經濟戰は吾々の足もとにまで展開されてゐる。吾等は更に覺悟を固め、前線の將兵と同じ心を以て盡忠報國の至誠と犠牲の熱情を傾け、一億一心銃後必勝の決意を堅持し、老若男女を問はず緊張した戰時生活の下に、東亞の宿敵米英を徹底的に粉砕してアジヤをアジヤ人の手に奪還し、東亞十億の民衆を打つて一九とする大東亞共榮圈を確立するまで戦ひ抜き勝ち抜かねばならぬのである。

### ◆ 危大なる戦費

近代の戰爭は經濟戰であり、國力と國力との持久戰である。

大東亞戰爭(支那事變を含む)開始以來今日までに議會の協賛を経た軍事費の總額は四百七十一億圓といふ危大なる額に上つてゐる。四百七十一億圓は一億國民に割當すると老人も女も子供もみな一人四百七十一圓の戦費負擔である。

日清戰爭の二億四十七萬餘圓、日露戰爭の十五億八百萬餘圓の戦費に比して如何に今次の戰爭が大規模であり、建國以來の大戦

00744

であるか知らぬ。しかも以前はこの戦費も外債から一時借入れることが出来、日露戰爭の如きは約半額は外債によつたのであるが、今回の戦費は外債の募集など思ひもよらず、危大なるこの戦費は全部國民自身の力で生み出す以外に途はないのである。吾等は最後の勝利の日まで、今後さらさら益々増加すべき戦費を吾等の力によつて作つて行かねばならぬ。

戦費以外の政府豫算も事變以來年々増加して、昭和十七年度豫算總額は軍事費を加へて實に二百四十三億圓といふ新記録を示してゐる。そしてこの中百六十三億圓は國債發行による収入金を以て賄はねばならないが、この國債はすべて國民の貯蓄によらねばならぬのである。實に國民貯蓄こそは、この最も重要な戦費負擔の唯一の方策であることを覺悟しなければならぬ。

昭和十七年度の貯蓄目標額は二百三十億圓であつて、この國家目標達成のため本縣では七十萬圓の貯蓄を完遂せねばならぬことになつて居り、今縣民はこの目的達成の爲に懸命の努力を盡すつゝあるのである。

この本年度國の目標額たる二百三十億圓は昨年度の最終目標額より六十億圓多くなり、昨年度當初の目標額百三十五億圓に較べて實に九十五億圓の大激増である。従つて本年度は吾々は餘程しつかり頑張らねば、この目標達成は至難であると思はれるのであ

つて、この爲には吾々は貯蓄に對する認識を一層深め、強烈なる自覺と熱意の下に全力をあげて貯蓄報國の誠を盡さねばならぬのである。

### ◆ 戰時貯蓄は自分の爲でない

平時に於ける貯蓄は自分の老後の爲とか、或は子孫の爲に貯蓄する等自己乃至自家の爲を基本とした考へ方からなされてゐたものであつた。又貯蓄の方法としても生活に餘餘のあるものが貯蓄するといつた考へ方も行はれてゐたものである。

しかし國家の興亡を賭する現下の重大時局に於けるこの國民貯蓄はかゝる生やさしいものではない。前にいふやうにこの危大なる戦費は我々國民が負擔する以外にこれを調達する途はないのである。國民がこの戦費を負擔することが出来なければ我等は米英に對して兜を脱いで彼等の蹂躪にこの洲の地を委せねばならぬこととなるわけである。我等日本人は決してかゝる屈辱の下に生活し得るものではない。神州の國土を外人の蹂躪に委すことは、一人と雖も日本人の存する限り許し得ないのが吾々傳統の日本魂である。我々は死を賭して、吾子々孫々の生を賭してこの國土を守り、大君の下に米英等敵性の國家群と戦ひ抜いて最後の勝利を獲得するのである。そしてこれが爲には前線將兵と共に銃後も一体

00745

となりて、所謂石にかぎりついてもこの戦費を負担し決して一線將兵をして武器彈藥に不足を感じしめてはならぬのである。

一ヶ年二百三十億圓の貯蓄といへば一億國民全部一人當り二百三十圓づゝの貯金である。これが爲には吾々すべての國民が一致協力して一所懸命に働いて収入を増加すること、日常生活を最低限度に切りつめて出来る限り餘剰を生み出し、これを總べて貯金にふり向ける以外に途はない。(貯金が公債購入保険加入其の他一切の貯蓄行爲をさすことはいふまでもない。)極力働き、極力生活を切り下げて國家の爲に捧げる奉公の日本精神こそ銃後に於ける戦時生活の要諦である。

### ◆貯蓄と物價

も一つ國民貯蓄の必要は悪性インフレーション防止上からの點である。

戦争はあらゆる物資を消費しつゝ行はれるのであつて、特に長期戦に於ける物資消費量の夥しさは實に甚しいものがある。従つて平時に於て吾々が自由に使用してゐた數多の物資も、戦争遂行の爲に擧げて供用されなければならなくなるのであつて、自然國民生活用物資の減少して行くのは當然の結果である。

然るに一面國家の消費する戦争物資はこれを、間から買上げて

行くのであるから、その結果民間には多量の通貨が流出することになる。即ち國內に物資が追々少くなるのと反對に通貨は追々増加するのであるから、これをそのまま放任すれば物の價は漸次高くなつて行くのが經濟上の法則である。

かうして物價は追々昂騰し物資は又追々減少すれば、金が多くなるにつれていよいよ購買力は増加して物價昂騰に拍車をかけ、遂に天井知らずに物價の上昇を來たすのであつて、その結果は國民生活がいよいよ困難となり、國家の財政は遂に立ち行かなくなつて破滅に到ること、前大戦當時のドイツがよい例である。

この悪性インフレーション防止の爲には政府は極力物價政策を堅持して價格の公定、物資の統制等を実施してゐるのであるがどうしても國民の購買力を抑へることがその根幹とならねばならぬ。米英等は我が國がこの悪性インフレーションを來して財政經濟の破綻するのをねらつてゐるのであるから、我々は斷じてかうした謀略にかゝつてはならないのであつて、これが爲にも是非吾等は物資を買はうとする慾望を抑えて貯蓄に廻し、決して我が國の物價が不當に騰貴しないやう萬全の努力を拂はねばならぬのである。

00746

### ◆戦時生活を強化して貯蓄へ

戦時に於ける「金」は銃後に於ける武器彈藥である。従つて戦時の「金」はまづ有効に武器彈藥に代へられねばならない。即ちその使用方法が正しければ、銃後の吾々も立派に武器彈藥を持つて前線に働いて將兵と同じ働きをすることが出来るのであるが、一度び使用を誤れば、前線に送るべき武器彈藥を銃後に於て浪費して、ひいては國家の財政を悪性インフレーションに導いて敵國の謀略の爲に國家を亡ぼすことゝもなる。吾等は絶対に無くてならぬ物以外は決して買はず、出来るだけ多くの貯蓄を行つて前線に武器彈藥を送り、皇軍の戦果を擴張する爲に全力を盡さねばならぬのである。

一億國民は昨年十二月八日のあの大詔を拜した感激を深く腦裡に刻み、各自職場に奉公して戦時生活の徹底的建直しをなし、從來の自由主義的な思想を一掃して貯蓄報國に邁進しなければならぬ。かくてこそ、建國以來三千年の帝國の歴史は燦として入紘に輝き、大東亞戦争の完遂も大東亞共榮圈の確立も達成せられて、皇國は永遠に無窮であり、日本民族はいよいよ世界に發展するのである。

### 「戦時防諜十二訓」

#### 切に縣民の實踐を望む

(振興課)

大政翼賛會鳥取支部並に鳥取縣警察部ではあくまで大東亞戦争に勝ち抜き併せて大東亞共榮圈建設のために次の如き「戦時防諜十二訓」を全縣民に徹底せしめることゝなつた。切に全縣民の實踐を望む次第である。

- 一 必勝の信念を持ち如何なる事態にも動じないこと
  - 二 平時に於ける次の國民防諜心得を嚴重に遵守實行すること
  - 1 自己の持場を嚴重に守ること
  - 2 各々自己の言葉を慎むこと
  - 3 自己の持物や保管してゐるものに注意すること
  - 4 他人の言葉や記事等に輕々しく迷はされぬこと
  - 5 自己の言行を慎しみ付け入られる隙を作らぬこと
- 三 軍事行動、戦況等は當局發表以外に互り臆測の加つた話をしないこと

# 母子保護事業功勞者表彰

本月十五日までに内申せよ

(社會課)

- 四 應召者と其の家族は其の言動に注意し、應召の場所所在地出發月日徵集年次等を洩らさないこと
- 五 軍用列車、輸送船等の通過時刻は知つてゐても決してそれを洩らさないこと
- 六 歸還軍人又は出征將兵の家族は戦地の狀況に關しその言動は特に慎しむこと
- 七 戦地への慰問文等には内地の國防上の秘密事項や將兵に不安の感を與へるやうなことを書かないこと
- 八 海外への電信、電話、手紙等には其の內容に國防上我國の不利になるやうな事柄等其の內容には特別の注意を拂ふこと
- 九 物資不足其の他生活上の不平等は一切言はないこと
- 一〇 外國又は外國系其の他發信人不明の者から宣傳物、圖書等の配付を受けた場合は當局に届出ること
- 一一 外國よりの諜略の警戒には特に力を致し自己の持場を嚴重に守ること
- 一二 戦時には在留敵國人は自由を制限されてゐるからスパイは必ず敵國人であるとは限らない、第三國人や第五列を利用する場合が非常に多いことに注意し之等に利用されないやうに注意警戒すること

戦時下母子保護事業の強化促進に資するため、厚生省では今般多年母子保護事業(母子の保健、保育、救護其他保護に關する事業)に従事又は關係し、其の功績特に顯著な者を選んで今秋十一月三日の明治節を下して之を表彰し、以て他の範となすこととなつた。依つて本縣よりも個人(刑罰其の他に類する處罰を受けたことなく性行善良にして他の模範とするに足る者)、團體(或るべく総合的、自主的のものにして且つ將來繼續性あるもの)の中から三人以内(團體を含む)を表彰することとなつたので、各市町村では自市町村内に於て最も優良と認められる者に付き五月末日現在を以て調査し、本月十五日までに調査三通を縣社會課宛内申せられたい。

尙ほ調書を縣へ提出してから本人の身上に異動を生じた時、又は表彰不適當と認める事由が発生した時は其の旨を直に報告せられたい。

昭和十七年七月七日印刷  
昭和十七年七月七日發行

發行所 鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
發行所 鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
印刷所 鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
印刷所 鳥取縣 鳥取市 東町 縣